

安心安全なまちづくりのために 危険なブロック塀等の撤去への補助制度を創設

地震発生時におけるブロック塀等（既製コンクリートブロック、レンガ、石等の塀）の倒壊事故を防止し、安心安全なまちづくりを推進するため、市道等に面した危険なブロック塀等の撤去への補助制度を創設しました。

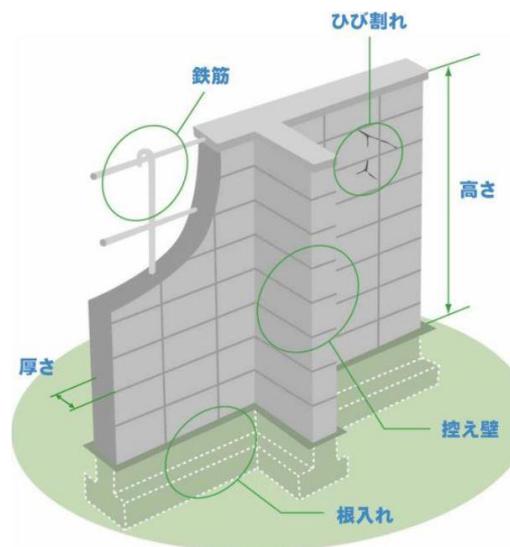
1 補助制度の内容

(1) 補助対象者

- ・ 本市に住所を有し、自己所有する危険ブロック塀等の撤去を行う者

(2) 補助要件

- ・ 道路等に面する危険ブロック塀等を全て撤去すること
- ・ 撤去後に塀を設置する場合は、ブロック塀等以外のフェンス、生垣等とすること
- ・ 市民税など市の納付金を滞納していないこと



▲危険ブロック塀のチェックポイント
(詳しくは専門家に相談してください)

(3) 補助金額

ブロック塀等の撤去に要した経費または、ブロック塀等の長さに1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額（最大補助額 10万円）

2 申請受付

- (1) 受付開始 6月上旬を予定
- (2) 受付場所 建設部管理課
- (3) 予定件数 30件

問い合わせ先

建設部 管理課 施設整備第一係 電話 024-573-5064